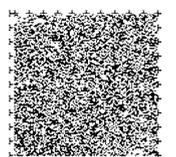
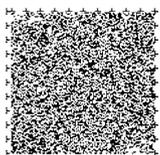

第3部

第7期朝倉市障がい福祉計画

第3期朝倉市障がい児福祉計画





音声コードUni-Voice

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の方針

「第7期朝倉市障がい福祉計画」「第3期朝倉市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という)は、本市の障がい福祉の基本計画である「第3期朝倉市障がい者計画」が施策の方向性を示すのに対し、障がい福祉サービス等の数値目標等を掲げた実施計画として策定するもので、「第6期朝倉市障がい福祉計画」「第2期朝倉市障がい児福祉計画」が令和5年度に計画の最終年度を迎えることから、これらの計画の進捗状況や目標数値を検証するとともに、国や県の動向を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

「第7期朝倉市障がい福祉計画」「第3期朝倉市障がい児福祉計画」に係る基本方針の見直し及び地域生活支援事業について

1 基本指針について

- ・「基本指針」(令和5年5月大臣告示)は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- ・都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定。計画期間は令和6年度～令和8年度

2 基本指針見直しの主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障がい福祉サービスの質の確保
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

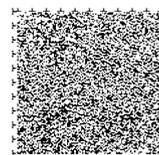
3 成果目標及び活動指標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(活動指標)

- ・地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)の利用者数見込みを設定
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数等の設定



③ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
- ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍
うち移行支援事業：1.31倍、就労A：1.29倍、就労B：1.28倍
- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保（複数市町村による共同設置可）
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させる体制の構築

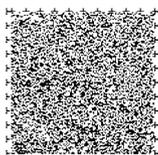
- ・令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築

4 地域生活支援事業について

- ・「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（令和5年5月厚労省室長告示）は、障がい福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、また、定期的な検証と見直しの取り組みを行うもの。
- ・「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定の際に、併せて更新するもの

5 地域生活支援事業に係る見直しの主なポイント

- ・必須事業の取り組みに係る達成状況の分析・評価
- ・必須事業である意思疎通支援事業については、令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」を踏まえること
- ・事業の見込み量を定める。（成果目標は設定されていない）
- ・必須事業のうち、未実施である事業がある場合、第7期計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。



第2章 障がい福祉計画

<障がい福祉計画の成果目標>

障害者総合支援法第87条に規定する国が定めた基本指針に即して、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

1. 地域生活への移行促進

① 地域生活への移行

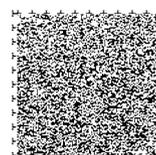
- 障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和8年度における目標値を設定します。

【現状】

項目	数値
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	115人

【目標】

項目	令和8年度
(A)のうち、計画期間において、令和8年度末までに地域生活に移行する人数 〈国の基本指針:(A)の6%以上を削減〉	7人
令和8年度末時点における入所者数 〈国の基本指針:(A)の5%以上を削減〉	110人

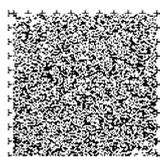


② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）となる地域生活支援拠点についてその機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

【目標】

項目	令和8年度
・ 地域生活支援拠点等の設置数	4か所
・ コーディネーターの配置	1か所
・ 地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の実施	1回／年
・ 強度行動障がいをもつ人に対して支援ニーズを把握し、支援体制を整備	支援ニーズを把握のうえ、支援体制の整備に向けた取組みを検討する。



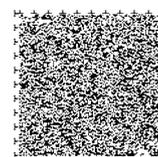
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【活動指標】

	令和6年度 利用者数見込み (人/月)	令和7年度 利用者数見込み (人/月)	令和8年度 利用者数見込み (人/月)
精神障がい者の 地域移行支援	1	1	1
精神障がい者の 地域定着支援	1	1	1
精神障がい者の 共同生活援助	53	64	79
精神障がい者の 自立生活援助	1	1	1
精神障がい者の 自立訓練（生活訓練）	1	1	1

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (回)	0	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の 参加者数 (人)	0	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目 標設定及び評価の実施回数 (回)	0	1	1



3. 一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労する者の目標値を設定します。また、就労定着支援等による職場定着率について目標値を設定します。

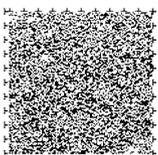
【目標】

	令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～④を通じて一般就労に移行した者の数 (人)	令和8年度の福祉施設の利用者のうち①～④を通じて一般就労に移行する者の数 (人)	福祉施設の利用者のうち①～④を通じて一般就労者の増加率 (倍)
①就労移行支援事業等 (生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続 支援)	10	13	1.3
②就労移行支援事業	5	6	1.2
③就労継続支援 A 型事業	4	5	1.25
④就労継続支援 B 型事業	1	2	2

<国の基本指針：一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍以上
うち移行支援事業：1.31倍以上、就労A：1.29倍以上、就労B：1.28倍以上>

	令和3年度の 利用者数 (人)	令和8年度の 利用者数 (人)	増加率 (倍)
就労定着支援事業	7	10	1.42

<国の基本指針：就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上>



4. 相談支援体制の充実・強化等

- 令和8年度末までに市において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置とともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保を目指します。
- 朝倉地区障害者等自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うための協議会の体制の確保を目指します。

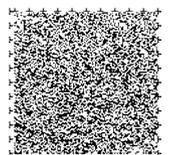
【目標】

本市における地域生活支援拠点等の充実により、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を行い、県と連携して相談支援事業所の人材育成の支援、連携強化の取り組みを実施します。

【活動指標】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）	13	13	13
協議会の専門部会の設置数（箇所）	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数（回）	20	20	20

<国の基本指針：令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務>



5. 障がい福祉サービスの質の向上のための取り組み

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築します。

【目標】

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果・サービス提供実績の分析結果等の事業所との共有を行います。

【活動指標】

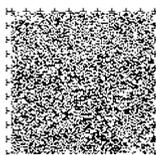
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	1	1	1

6. 発達障がい者等への支援

- 本市では、専門職が子どもの発達に関する相談に応じており、今後は保護者等の不安に早期に対応していくため関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。国の基本指針では発達障がい者等の支援について成果目標は示されていませんが、活動指標としてペアレントプログラム等を設定することとされており、本市においても活動指標を設定します。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム等の開催回数（回）	10	10	10



<障がい福祉サービスの見込み>

障がい福祉サービスの見込みは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び本市の動向を踏まえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

1. 訪問系サービスの見込み

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。介護保険事業者からの参入も含め、利用者のニーズに対応できる体制整備を図ります。また、同行援護、行動援護については、視覚障がいや行動障がいのある人に対する外出支援の役割を担っており、利用ニーズに適切に対応できる体制を確保します。

(1) 居宅介護

「居宅介護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	32	36	37	42	45	48
サービス量	時間/月	430	484	538	560	600	640

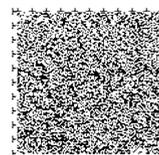
※令和5年度は6月末の実績

(2) 重度訪問介護

「重度訪問介護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	50	50	50

※令和5年度は6月末の実績



(3) 同行援護

「同行援護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	13	15	10	18	20	23
サービス量	時間/月	188	175	190	220	240	260

※令和5年度は6月末の実績

(4) 行動援護

「行動援護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	4	4	4

※令和5年度は6月末の実績

(5) 重度障害者等包括支援

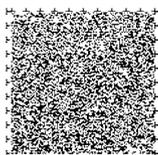
「重度障害者等包括支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	30	30	30

※令和5年度は6月末の実績

○サービス等の見込量の確保の方策

障がいのある人の意思を尊重し、個々の障がいの状況や生活の状況を踏まえて適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業所や相談支援事業所等との連携強化に努めます。また、サービス事業所の質の向上やホームヘルパー等の人材の育成と確保に努め、医療ケア等重複・重度化を含む障がいのある人の特性に応じたサービスの量と質を確保できる体制づくりを推進します。



2. 日中活動系サービスの見込み

障がいのある人が、その人らしく生活するためには、多様なニーズに対応できる日中活動系サービスが充実していることが必要です。

介護給付サービスについては、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なデイサービスやレスパイトサービス等を受けながら、安定した生活が送れるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

訓練等給付サービスについては、利用者の意向や障がいの状況によって、社会的・経済的自立に向けた適切な訓練等の支援が受けられるよう、質の高いサービスの担い手の確保に努め、提供体制の充実を図ります。

※レスパイトサービスとは障がいのある人がいる親や家族を休息させるため、一時的に一定期間ケアを代替するサービスのことです。

(1) 生活介護

「生活介護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち重度障がい者の利用者数)	人/月	161	162	162	164 (50)	165 (51)	166 (52)
サービス量	人日/月	3,334	3,340	3,398	3,340	3,340	3,340

※令和5年度は6月末の実績

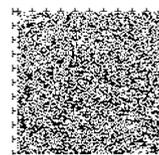
() は令和6年度から新たに見込む利用者数

(2) 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
サービス量	人日/月	4	21	27	23	23	23

※令和5年度は6月末の実績



(3) 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち精神障がい者の利用者数)	人/月	3 -	1 -	1 -	2 (1)	2 (1)	2 (1)
サービス量	人日/月	46	17	17	19	21	22

※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数

(4) 自立訓練（宿泊型）

「宿泊型自立訓練」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
サービス量	人日/月	13	9	28	31	31	31

※令和5年度は6月末の実績

(5) 就労選択支援

就労選択支援とは障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う新たなサービスです。

「就労選択支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月				-	1	1
サービス量	人日/月				-	10	10

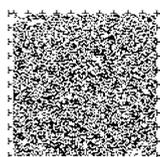
※令和7年度からの新規サービス

(6) 就労移行支援

「就労移行支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	14	13	12	12	12	12
サービス量	人日/月	222	213	209	210	210	210

※令和5年度は6月末の実績



(7) 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	52	50	62	70	80	90
サービス量	人日/月	1,024	975	1,148	1,330	1,430	1,540

※令和5年度は6月末の実績

(8) 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	140	148	155	170	180	185
サービス量	人日/月	2,448	2,558	2,709	2,990	3,120	3,250

※令和5年度は6月末の実績

(9) 就労定着支援

「就労定着支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	7	7	4	7	8	10

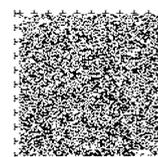
※令和5年度は6月末の実績

(10) 療養介護

「療養介護」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	17	18	18	18	18	18

※令和5年度は6月末の実績



(11) 短期入所（ショートステイ） 【医療型】

「短期入所（医療型）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち重度障がい者の利用者数)	人/月	2 -	1 -	0 -	2 (1)	2 (1)	2 (1)
サービス量	人日/月	5	2	0	10	10	10

※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数

(12) 短期入所（ショートステイ） 【福祉型】

「短期入所（福祉型）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち重度障がい者の利用者数)	人/月	5 -	6 -	11 -	14 (4)	18 (5)	22 (6)
サービス量	人日/月	33	24	41	43	50	57

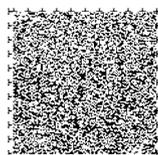
※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数

○サービス等の見込量の確保の方策

事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、指導や支援を担う専門職の育成と確保を働きかけ、障がいの特性に応じた事業所参入への働きかけを行い、必要なサービスが提供できる体制づくりを推進します。

成果目標である一般就労移行をふまえるとともに、障がいのある人が、障がいの特性や希望に応じた働き方ができるよう、就労継続支援A型及び就労継続支援B型サービス提供体制のさらなる確保に努めます。就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援は、サービス提供の状況で一般就労への移行が左右されるため、事業者等と連携し必要なサービス量の確保を図ります。



3. 居住系サービスの見込み

障がいのある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障がいのある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が確保されていることが必要です。

地域生活移行の受け皿となる、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所支援については、真に入所が必要な人に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

(1) 自立生活援助

「自立生活援助」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち精神障がい者の利用者数)	人/月	0	0	0	2	2	2
		-	-	-	(1)	(1)	(1)

※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数

(2) 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち重度障がい者の利用者数)	人/月	66	77	83	110	130	150
		-	-	-	(3)	(4)	(5)
利用者数 (うち精神障がい者の利用者数)	人/月	-	-	-	(53)	(61)	(70)

※令和5年度は6月末の実績

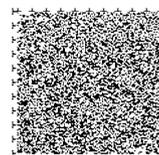
() は令和6年度から新たに見込む利用者数

(3) 施設入所支援

「施設入所支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	117	115	113	112	111	110

※令和5年度は6月末の実績



○サービス等の見込量の確保の方策

保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実であり、障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす場として地域への理解促進を図りながら、共同生活援助（グループホーム）の施設整備を推進し、障がいのある人の住居の確保に努めます。

4. 相談支援の見込み

専門的な立場から、障がいがある人の生活全体でのニーズを把握し、生活ニーズに合わせて最適なサービスと結びつくよう支援することが重要です。

適切なケアマネジメントを実施する観点から、希望するすべての利用者に対応できる計画相談支援体制の整備に努めるとともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援を更に充実させていく必要があります。

(1) 計画相談支援

「計画相談支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	484	501	498	515	520	530

※令和5年度は6月末の実績

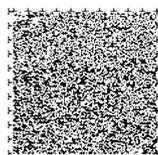
(2) 地域移行支援

「地域相談支援（地域移行支援）」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち精神障がい者の利用者数)	人/年	0	0	0	2	2	2
		-	-	-	(1)	(1)	(1)

※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数



(3) 地域定着支援

「地域相談支援（地域定着支援）」の実績と必要量見込み

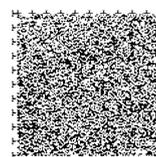
	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (うち精神障がい者の利用者数)	人/年	0	0	0	2	2	2
		-	-	-	(1)	(1)	(1)

※令和5年度は6月末の実績

() は令和6年度から新たに見込む利用者数

○サービス等の見込量の確保の方策

障がい福祉サービスを利用する人が、個々の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、指定特定相談事業所の提供体制の確保や人材の育成、質の向上を図り、障がいのある人等が身近に相談ができ適切なサービスを受けられる体制づくりを推進します。地域移行支援及び地域定着支援については、指定一般相談支援事業所や入所施設等と連携を図ります。



<地域生活支援事業の推進>

地域生活支援事業の見込み量は、令和3年度から令和5年度の実績等をふまえ算出しました。

なお、サービスの量については、利用者数は年間の実人数、利用時間は年間の延べ利用時間で算出しました。

1. 地域生活支援事業の必要量見込み <必須事業>

(1) 相談支援事業

「相談支援事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

「基幹相談支援センター等機能強化事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

「住宅入居等支援事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(2) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	0	1	1	1	2	3

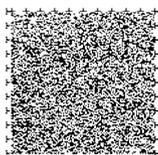
※令和5年度は見込み

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	無	無	無	無	無	有

※令和5年度は見込み



(4) 意志疎通支援事業

「意思疎通支援事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者等派遣事業	人／年	23	16	31	23	23	23
手話通訳者設置事業	人／年	188	121	122	150	150	150

※令和5年度は見込み

(5) 日常生活用具給付事業

① 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイス等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

② 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

③ 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

④ 情報・意思疎通支援用具

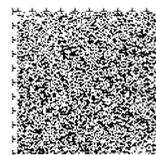
「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽喉等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑤ 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具等、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

⑥ 居住生活動作補助用具（住宅改修費）

「居住生活動作補助用具」は、障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。



「日常生活用具給付等事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	のべ件／年	1	3	12	6	6	6
自立支援用具	のべ件／年	3	11	16	10	10	10
在宅療養等支援用具	のべ件／年	8	7	4	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	のべ件／年	8	3	4	5	5	5
排泄管理支援用具	のべ件／年	1,112	1,057	1,480	1,220	1,220	1,220
居宅生活動作補助用具	のべ件／年	3	1	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

(6) 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／年	14	24	15	15	15	15

※令和5年度は見込み

(7) 移動支援事業

「移動支援事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人／年	44	26	22	30	30	30
サービス量	のべ時間／年	3,442	3,865	2,600	3,300	3,300	3,300

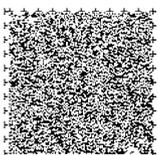
※令和5年度は見込み

(8) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施か所数	箇所	0	0	0	0	0	1
利用者数	人／年	0	0	0	0	0	1,500

※令和5年度は見込み



(9) 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

(10) 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」の実績と必要量見込み

		第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

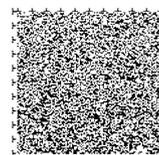
相談支援事業は、障がいの種別に関係なく、どんな人にも相談に応じられるよう、福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。地域での相談支援事業を適切に実施していくことを目的として、朝倉地区障害者等自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行い、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、必要とする人が円滑に利用できるよう、成年後見制度法人後見支援事業とともに制度の周知と啓発に引き続き努めます。

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人に対しての手話通訳者の派遣だけでなく、意思疎通を図ることが困難な人に対して、サービス提供ができるよう、県やボランティア団体等と連携を図り、制度等の周知と支援者の人材養成・確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るために、利用希望者のニーズの把握に努め、新しい機器の情報収集等を行いながら、事業の周知を図ります。また、引き続き、難病のある人に対して、身体障害者手帳の有無に関係なく、日常生活用具の給付対象となることを周知し、医療機関等と連携を図りながら、適切な給付に努めます。

移動支援事業については、障がいのある人の社会参加・余暇活動を促進するため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。



2. 地域生活支援事業の必要量見込み <任意事業>

(1) 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業所数	箇所	15	16	15	15	15	15
利用者数	人/年	23	26	48	32	32	32

※令和5年度は見込み

(2) 自動車運転免許取得助成事業

「自動車運転免許取得助成事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

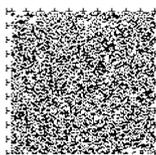
「自動車改造費助成事業」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	4	2	0	2	2	2

※令和5年度は見込み

○サービス等の見込量の確保の方策

さまざまな障がいのある人が地域で自立した生活を送りやすくなるよう支援を行い、それぞれのニーズに適したサービスを提供できるよう努めます。また、福祉サービスの情報や障がいについて地域住民に周知し、サービスの利用及び障がいの理解促進に努めます。



第3章 障がい児福祉計画

<障がい児福祉計画の成果目標>

1. 障がい児支援の提供体制の整備等

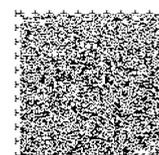
児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた成果目標とサービスの必要な量の見込みについて、下記のとおり目標値を設定します。

① 障がい児支援の核となる拠点の整備及び保育所等訪問支援の充実

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。

【目標】

項目	令和8年度
<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備・障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	1か所 体制の構築を目指す。



② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるように、令和8年度までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。

【目標】

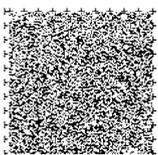
項目	令和8年度
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所確保済み 支援ニーズを把握のうえ、追加事業所の確保を検討する。

③ 医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置

- 医療的ケア児に関わる保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の他職種連携によって、専門的な支援が適切に提供できるよう連携の場を確保し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【目標】

項目	令和8年度
・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	協議の場の設置
・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人を配置



<障がい児福祉サービスの見込み>

障がいのある児童が、身近な地域で個々の特性に合わせて療育を目的とした専門的な支援を行うサービスを受けられる環境づくりが重要です。

発達支援を必要とする障がいのある児童のニーズに的確に対応できるよう、質の高い通所サービスの担い手の確保に努めるとともに、児童の集団生活の場での支援のニーズに対応するため、保育所等訪問支援の充実に努めます。

障がい児福祉サービスの見込みは、令和3年度から令和5年度の実績や県内及び本市の動向をふまえ算出しました。なお、利用者数は実人数、利用日数は年間の延べ利用日数を月数で割って算出しました。

(1) 児童発達支援

「児童発達支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	30	37	35	40	41	43
サービス量	人日/月	162	202	181	220	230	235

※令和5年度は6月末の実績

(2) 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	1	1	1	8	10	12
サービス量	人日/月	2	1	1	8	10	12

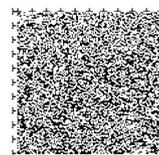
※令和5年度は6月末の実績

(3) 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	66	85	98	115	135	160
サービス量	人日/月	839	1,178	1,352	1,800	2,230	2,770

※令和5年度は6月末の実績



(4) 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	5	5	5

※令和5年度は6月末の実績

(5) 障がい児相談支援

「障がい児相談支援」の実績と必要量見込み

	単位	第6期実績			第7期見込み		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	人/年	115	148	158	190	220	250

※令和5年度は6月末の実績

(6) 子ども・子育て支援に関わる見込み

本市では、国が示す「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「朝倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。障がい児福祉計画の作成に関わる基本的事項としては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がいのある児童の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

① 保育所等における障がい児の受け入れ

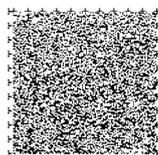
- ・保育所等への通園が可能な障がいのある児童は、保育所等での受け入れを行っています。希望の保育所等で受け入れ可能となるように支援を行います。

② 放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ

- ・特別な配慮を必要とする児童への対応として、子どもの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら適切な支援を行うことが出来るよう、支援員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

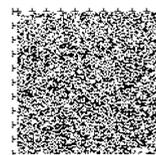
③ 受け入れ事業所への専門的な指導や支援

- ・受け入れ事業所への保育所等訪問支援等の専門的な指導や支援を行います。



○サービス等の見込量の確保の方策

障がいのある児童が、適切なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の確立及び質の向上を図ります。障がいのある児童の保護者等が身近に相談ができるとともに適切なサービスを受けられるよう、障害児相談支援事業所の整備を推進し、個々の発達に応じたサービスにつながる体制を構築します。また、相談支援員に医療的ケア児等コーディネーター養成講座の受講を促します。



第4章 計画の推進

1. 庁内の総合的な計画推進体制

障がい福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取り組みとしてとられ、各部署での障がい福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・防災等、関係部署の横断的な連携による計画推進を強化します。

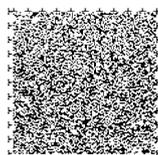
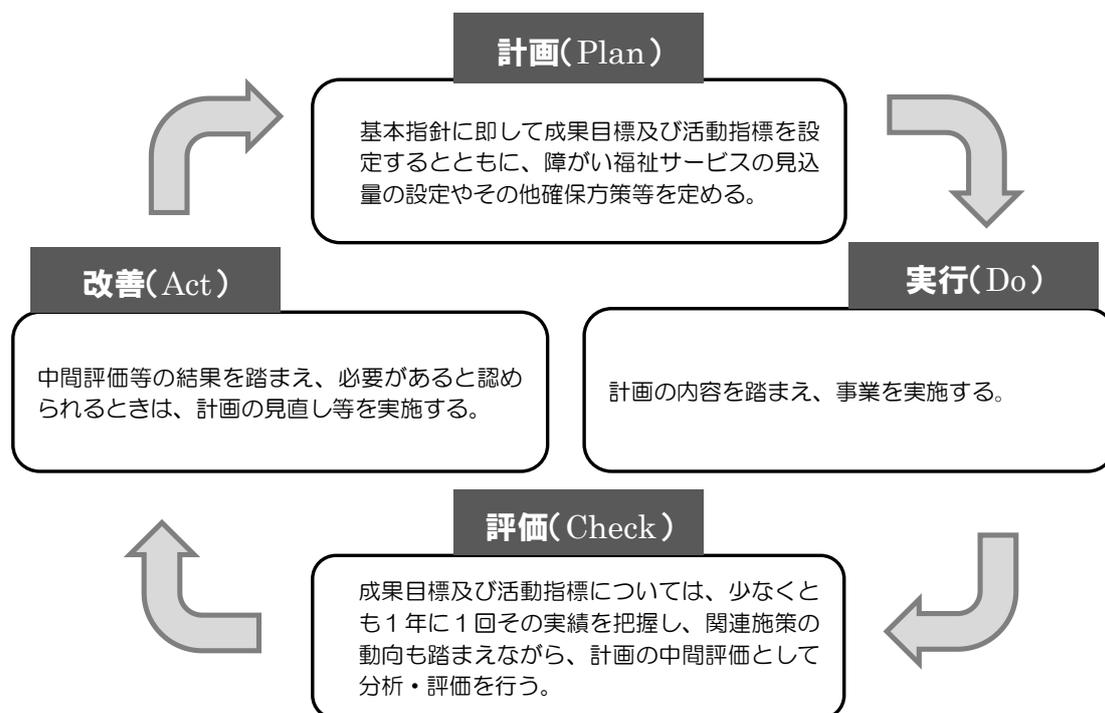
2. 地域での連携・協力体制の活用

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援及び障がいへの理解の醸成のために、障がい者団体やサービス事業者、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関等と連携・協力し、障がいがある人を地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

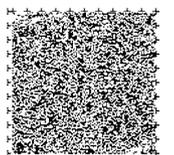
3. 計画の進行管理

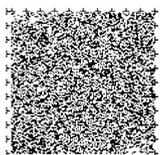
本計画の進行管理については、朝倉市障害者計画等推進委員会との意見交換等により、計画の進行状況の把握や見直しをPDCAのサイクルの考え方に基づき検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

【PDCAサイクルのプロセス】



資料編

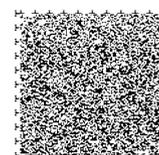




音声コードUni-Voice

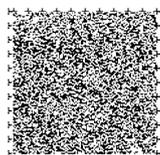
1. 朝倉市障害者計画等推進委員会構成委員名簿

職 名	委 員 名	備 考
朝倉市身体障がい者福祉協会長	友岡 重久	会長
清流学園施設長	井上 浩	副会長
朝倉市民生委員児童委員協議会	内山 育子	
朝倉市身体障がい者福祉協会副会長	井上 和貴	
こがね園施設長	中島 香織	
あゆみの会共同作業所施設長	森 慶一	
北筑後保健福祉環境事務所社会福祉課長	山田 幸浩	
朝倉公共職業安定所	原 裕智	



2. 朝倉市障害者計画等推進委員会開催経過

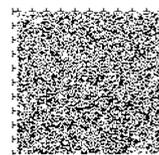
年月日	策定内容
令和5年8月1日	第1回朝倉市障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者計画及び障がい福祉計画の概要について ●アンケート調査について ●計画策定スケジュールについて
令和5年10月16日	第2回朝倉市障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果について ●第2期障がい者計画の進捗状況及び検証について ●計画骨子案について
令和5年11月21日	第3回朝倉市障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画素案について
令和5年12月20日	第4回朝倉市障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画素案について
令和6年2月1日	第5回朝倉市障害者計画等推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画素案について



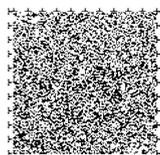
3. 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の内容

●障がい福祉サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重い障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとて高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援	障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

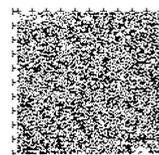


施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業所等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。



●地域生活支援事業

相談支援事業	障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいがある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を本市の相談員として配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、必要な入居支援や居住支援について関係機関によるサポート体制の調整等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する費用や後見人の報酬の一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳で障がいがある人とその他の人との意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするために、障がいに応じた日常生活用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいがある人とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいがある人の社会参加と交流を促進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。
地域活動支援センター事業	障がいがある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいがある人の地域生活支援を促進します。
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいがある人などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等の地域での自発的な取組を支援することで「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現が図れるよう検討・実施します。
日中一時支援事業	障がいがある人の日中の活動の場を確保し、障がいがある人を日常的に介護している家族の一時的な休息及び就労支援を図る事業を事業所の協力で実施します。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障がいがある人の社会参加及び就労を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の一部を助成する事業を実施します。



4. 用語説明

あ行

- ICT（情報通信技術）

コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般のこと。ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、情報・通信に関する技術の総称。

- 朝倉地区障害者等自立支援協議会

障害者総合支援法で設置が明記されている協議会のこと。障がいのある人が安心して生活できる地域を目指し、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成され、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っている。

- 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為のこと。

- インクルーシブ教育

障害者権利条約第24条において、「インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」とされている。

か行

- 管理栄養士

「栄養士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のこと。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方、一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う、栄養士の上位にあたる資格である。

- 基幹相談支援センター

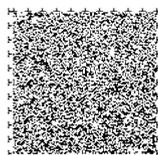
地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営等）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施する。

- 居住系サービス

障がいのある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービス。共同生活援助、施設入所支援等がある。

- ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする人が、地域でそれぞれの自立した生活を実現できるよう、適切な保健・医療・福祉サービス等を効果的に利用できるように調整することを目的とした援助方法。



- **圏域**

朝倉障がい保健福祉圏域（朝倉市、筑前町、東峰村で構成）のこと。

- **高次脳機能障がい**

認知機能（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断等の認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎等）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がい起きた状態を、高次脳機能障がいという。

- **合理的配慮**

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なるが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げ等）で対応すること」等が挙げられる。

さ行

- **作業療法士**

様々な作業プログラムによって、身体または精神に障がいのある人に対して機能回復・維持・開発を促すリハビリテーションの専門家。

- **児童発達支援センター**

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことに加え、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な役割を担う療育支援施設のこと。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

- **社会的障壁**

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

- **重度障害者医療**

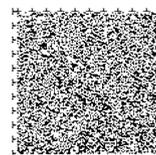
重度障がいのある人や児童に対して医療費の一部を補助し、障がいのある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度。

- **障害児通所支援**

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等がある。

- **障害者基本法**

1993年に従来の「心身障害者対策基本法」が改正・改称されて成立した法律。障がいのある人の定義に、旧法にはなかった精神障がいのある人が加えられた。障がいのある人のための施策に関して基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにすると



ともに、障がいのある人の自立と社会参加のための施策を総合的・計画的に推進することなどを目的としている。

• 障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成23年に成立し、平成24年10月1日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

• 障害者権利条約

障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成18年に国際連合において採択され、平成20年から発効している。日本においては、平成26年1月20日にこの条約を批准し、同年2月19日から発効している。

• 障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の職業生活における自立の促進のための措置を講じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

• 障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成25年に成立し、平成28年4月1日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

• 障害者自立支援法

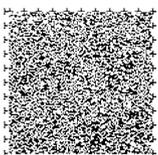
障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。

• 障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法が改正・改称されて成立した法律。日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とした法律。

• 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。平成25年4月1日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設



で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。

• 自立支援医療

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められた。

「精神障害者通院医療費公費負担」は、精神障がいのある人の適切な医療を普及するため、指定の病院、診療所等で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の9割を社会保険及び公費で負担する制度。

• 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能、肝臓）等に分けられる。

• 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。2年ごとに精神障がいの状態について都道府県等の認定を受けなければならない。

• 精神保健福祉士

「精神保健福祉法」に規定される国家資格。精神障がいのある人の保健および福祉に関する専門知識と技術をもって、精神病院その他の医療施設で治療を受けている人、または精神障がいのある人の社会復帰施設を利用している人の相談に応じ、助言、援助、日常生活支援等を行う。

• 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度。

た行

• 地域包括ケアシステム

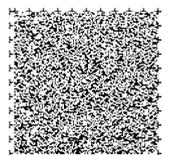
ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護等、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

• 通級

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等のある児童を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（言語訓練・聴能訓練等）を通級指導教室といった特別の場で受ける教育の形態。

• 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がいのある人、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいのある人に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級。



- **特別支援学校**

視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由の障害のある人又は病弱者（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

な行

- **難病**

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と障害者総合支援法に規定されている。上記の難病のある人は、障がい福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用対象となる。（障害児通所支援及び障害児入所支援は障がいのある児童のみ利用対象）

- **日中活動系サービス**

障害者総合支援法に基づき、障がい者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所を指す。

- **ノーマライゼーション**

高齢者や障がいのある人等と健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」を実現するために必要な環境を整備するという考え方。

は行

- **発達障害者支援法**

発達障がいのある人の早期発見と、発達支援の促進のため、2004年12月制定、2005年4月施行された法律。

- **バリアフリー**

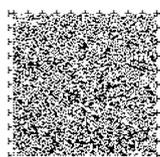
障がいのある人や高齢者の行動を妨げているバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすること。「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」も含まれる。

- **バリアフリー新法**

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。2006年施行。高齢者や障がいのある人が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指す法律。 駅・空港・バスといった公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法と、大規模ビルやホテル、飲食店等を対象としたハートビル法を統合して改正・拡充した法律。

- **避難行動要支援者**

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら非難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する者。



- **法定雇用率**

障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、一定の割合以上、障がい者を雇用しなければならないと定められた雇用率。一般の民間企業は 2.3%、国や地方公共団体は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%とされている。

- **訪問系サービス**

障害者総合支援法に基づき、自宅に介護福祉士やホームヘルパー等の介護専門職が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活上の世話をするサービス。

や行

- **ユニバーサルデザイン**

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。バリアフリーの進化形でもある。

ら行

- **ライフステージ**

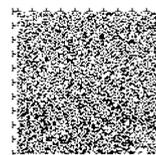
乳児期・幼児期・児童期・青年期・成年期・壮年期・老齢期等人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階。

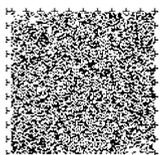
- **理学療法士**

医師の指導のもとに、疾病や障がい等に起因する機能障がいや形態障がいのある人に対して、筋力や関節可動域、協調性といった身体機能について、運動療法や温水、水、光線、電気といった物理療法を用いて機能の回復を図るリハビリテーションを行う医療専門職。

- **療育手帳**

児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある児童（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

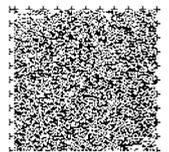


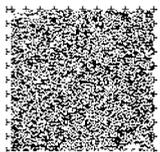


音声コードUni-Voice

第3期朝倉市障がい者計画
第7期朝倉市障がい福祉計画
第3期朝倉市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月
発行 朝倉市
編集 保健福祉部 福祉事務所
福岡県朝倉市菩提寺 412-2
TEL:0946-28-7551 FAX:0946-22-5199





音声コードUni-Voice